

令和8年度 高効率エネルギー設備導入促進補助金

補助金交付申請の手引き

この手引きは、令和8年度高効率エネルギー設備導入促進補助事業に係る補助金交付申請等の手続きについてご案内するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

●申請受付期間

令和8年4月1日（水）～4月30日（木） ※17時必着

※予算の範囲を超え、申請多数の場合は、抽選により交付を決定しますのでご了承ください。

（先着順ではありません。）交付決定は**5月下旬**予定です。

※**令和8年4月1日～令和9年2月末日までに購入及び設置を完了し**、実績報告書を提出する方が対象になります。

●お問い合わせ先

佐渡市役所企画部 総合政策課 再エネ推進室

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地（佐渡市役所本庁 第1庁舎2階）

電話 0259-63-3802 FAX 0259-63-3300

令和8年4月

佐渡市役所 総合政策課 再エネ推進室

1 補助要件等

(1) 補助対象者

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・本市に令和8年4月1日時点で住民登録があり、補助対象設備を自らが居住する市内の住宅に設置する個人・申請者又は同一世帯員が過去3年間にこの補助金及びクリーンエネルギー導入促進補助金で高効率エネルギー設備の交付を受けていないこと
その他要件	次の①～③のすべてに該当する方が対象となります。 ① 補助事業を適正かつ確実に実施できること ② 市税等を滞納していないこと ③ 佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第2条第1号又は第2号に該当しない者

(2) 補助対象設備

- ・潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ・ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ・ハイブリッド給湯器(ECO ONE)
- ・高効率石油給湯器(エコフィール)
- ・家庭用燃料電池(エネファーム)
- ・太陽熱温水器

※対象となる設備は新品(未使用品)に限ります。

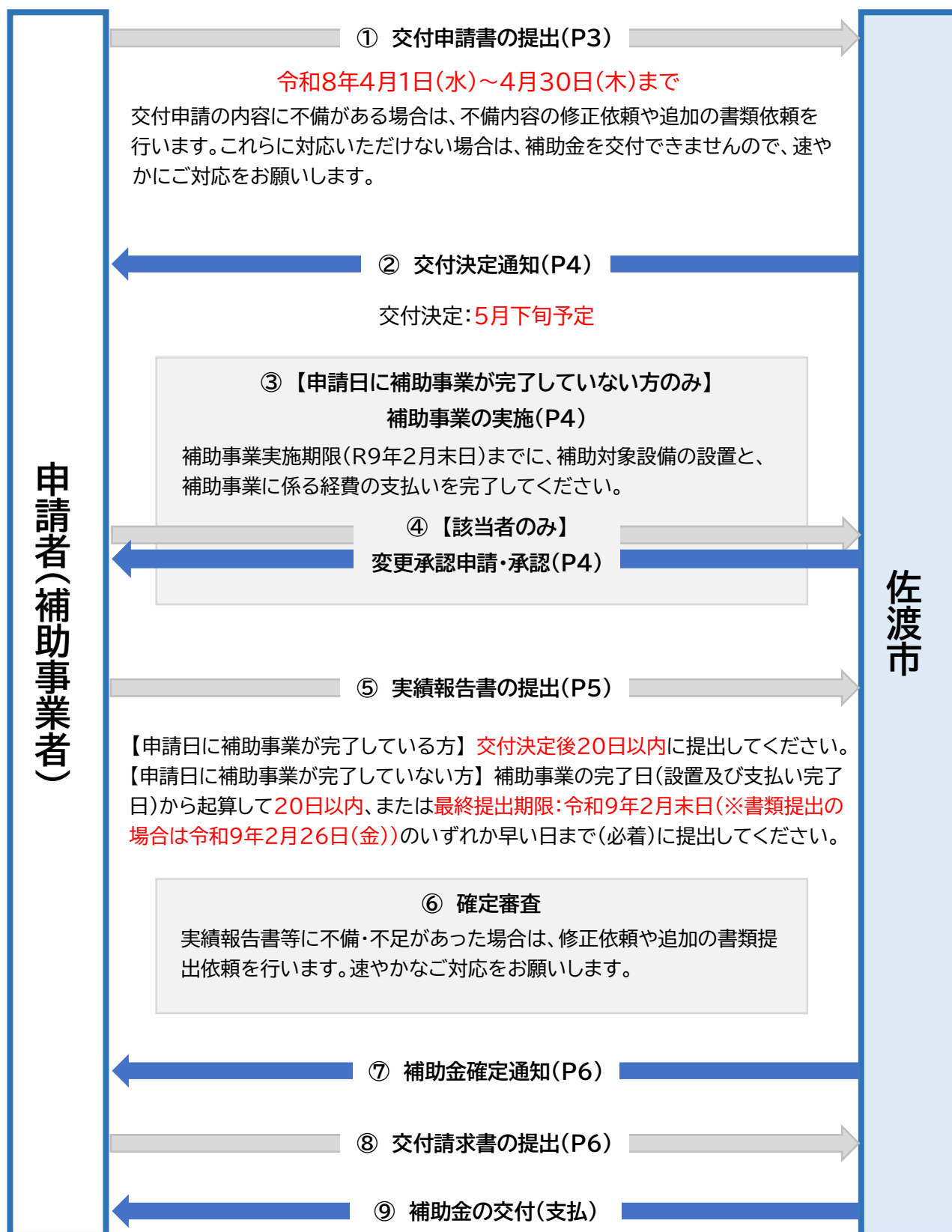
※令和8年4月1日から令和9年2月末日までに購入及び設置する設備が対象になります。

(3) 補助対象経費・補助金額

高効率エネルギー設備(本体機器及び配管部材)に係る購入経費の1/2以内(上限15万円)

※工事費、消費税は補助対象外です。

2 補助金の流れ



3 補助金の交付申請

(1) 申請受付期間

令和8年4月1日(水)～4月30日(木) ※17時必着

予算の範囲を超え、申請多数の場合は、抽選により交付を決定しますのでご了承ください。
(先着順ではありません。) 交付決定は5月下旬予定です。

(2) 申請方法

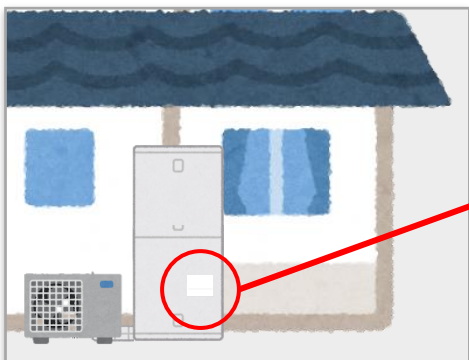
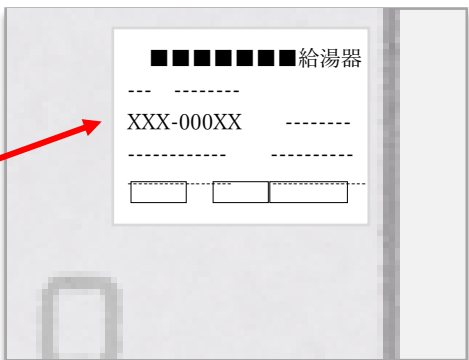
①書面による提出

次の書類を1部ずつ提出してください。

●全申請者共通提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
高効率エネルギー設備導入促進補助金(様式第1号)交付申請書	
設置する設備の型番や容量等の能力が確認できる書類※カタログの写し等	

●申請日において既に補助対象事業が完了している者の提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
補助対象経費が確認できる請求書の写し※宛名は申請者	
補助対象経費の支払いが確認できる領収書等の写し※宛名や対象経費が確認できないものは不可	
設置位置図及び設置状況が確認できる写真※全体写真と型番が確認できる写真	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①全体写真</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②型番が確認できる写真</p>  </div> </div>	

●申請日において補助対象事業が完了していない者の提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
補助対象経費が確認できる見積書の写し※宛名は申請者	
設置予定位置図及び工事着手前の状況が確認できる写真(撮影日は申請時から10日以内とすること。)	
<p>【転居予定先に設置する方】</p> <p>新築住宅等転居予定先の住所が確認できる書類(工事請負契約書等)</p>	

※申請書等記載内容や提出書類に不備がある場合は受理できません。
※上記以外にも確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。

【提出先】

佐渡市役所企画部 総合政策課 再エネ推進室(佐渡市役所本庁 第1庁舎2階)もしくは最寄りの市民センター(旧支所・行政サービスセンター)窓口にご提出ください。

②電子申請

佐渡市電子申請システムに利用者登録いただくと、スマホから交付申請をすることができます。

→電子申請「令和8年度 高効率エネルギー設備導入促進補助金 交付申請」

https://apply.e-tumo.jp/city-sado-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29541



4 補助金の交付決定

交付申請書審査後に、交付を決定した方に「交付決定通知書」を通知いたします。抽選の場合は、抽選結果(当選の方には「交付決定通知書」、落選の方には「不交付決定通知書」)を通知します。

5 補助事業の実施(※申請日に補助対象事業が完了していない者)

・遅くとも令和9年2月末日までに実績報告をしなければならないため、それまでに補助事業(経費の支払い含む)を完了してください。それ以降のものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

【事業内容に変更が生じた場合】

・補助金交付決定後に、補助事業の内容の変更(補助金交付決定額の20%を超える減額変更等)、中止又は廃止しようとする時は、事前に申請し、市の承認を受けなければなりません。なお、補助金額の増額変更はできません。

※型番変更や交付決定額の20%以内の減額等の軽微な変更は、変更承認申請書の提出は不要です。

6 実績報告書の提出

(1) 報告期間

申請者	報告期限
申請日において既に補助対象事業が完了している者	交付決定の日から20日以内
申請日において補助対象事業が完了していない者	補助事業の完了の日から20日以内又は2月末日(※書類提出の場合は令和9年2月26日(金))のいずれか早い日まで

(2) 提出方法

① 書面による提出

次の書類を1部ずつ提出してください。

● 全申請者共通提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
高効率エネルギー設備導入促進補助金(様式第7号)実績報告書	
取得財産等管理明細表(様式第12号の2)※設備の取得価格が50万円以上の場合	

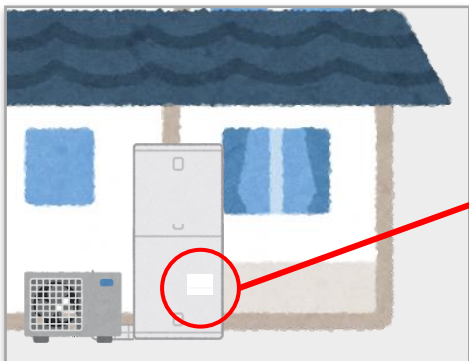
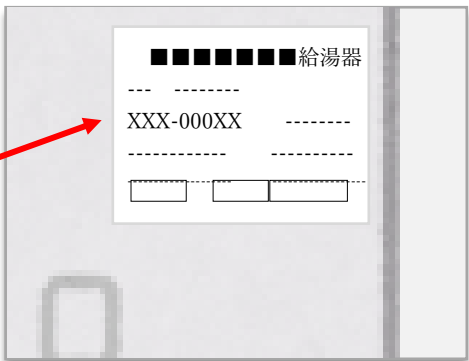
※設備の取得価格:設備本体機器及び配管部材(消費税込み)の価格

● 申請日において既に補助対象事業が完了している者の提出書類

上記の全申請者共通提出書類のみを提出してください。他提出物はありません。

● 申請日において補助対象事業が完了していない者の提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
補助対象経費が確認できる請求書の写し※宛名は申請者(申請時に提出している場合は不要)	
補助対象経費の支払いが確認できる領収書等の写し※宛名や対象経費が確認できないものは不可	
設置位置図及び設置状況が確認できる写真※全体写真と型番が確認できる写真 ①全体写真 ②型番が確認できる写真	

【提出先】

佐渡市役所企画部 総合政策課 再エネ推進室(佐渡市役所本庁 第1庁舎2階)もしくは最寄りの市民センター(旧支所・行政サービスセンター)窓口にご提出ください。

②電子申請

佐渡市電子申請システムに利用者登録いただくと、スマホから実績報告をすることができます。

7 補助金の交付

- ・実績報告内容を審査した後に補助金交付額を確定し、申請者に「交付額確定通知書」を通知します。
- ・交付額確定通知後、申請者から補助金交付請求書(様式第9号)を提出いただき、指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。

8 注意事項

- ・補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、取り消した部分の補助金について返還を命ずることがあります。
- ・「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」等の国補助金との併用はできません。

9 お問い合わせ先

佐渡市役所企画部 総合政策課 再エネ推進室

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地(佐渡市役所本庁 第1庁舎2階)

電話 0259-63-3802 FAX 0259-63-3300 E-mail u-energy@city.sado.niigata.jp